

人権に関する市民意識調査について

1 調査概要

(1) 調査の目的

京都市が人権尊重のまちづくりをより一層推進するに当たり、市民の人権に関する意識や関心、具体的な施策のニーズ、人権相談の現状など人権施策全般に関する状況等を把握し、今後の人権施策の推進に向け、より効果的な方策を検討するための基礎資料を得るために実施した。

この調査結果は、平成 31 年度に予定している京都市人権文化推進計画（計画期間：平成 27 年度～36 年度）の中間見直しの基礎資料として活用する。

(2) 調査対象

京都市内に居住する 18 歳以上の市民 3,000 人（外国籍市民を含む。）を住民基本台帳から無作為抽出

(3) 調査方法

無記名、郵送配付・郵送回収による郵送調査法

(4) 調査期間

平成 30 年 11 月 1 日～11 月 15 日

(5) 有効回答数

1,059 件（有効回答率 35.3%）

（前回調査：平成 25 年度 1,219 件，40.6%）

2 主な調査項目（下線は新規の設問）

(1) 人権についての意識

・人権についての意識や人権問題に関する法律等の認知度など

(2) 人権教育・啓発について

・講演会や研修会への参加，市民しんぶん等の記事への関心など

(3) 日常の場面での人権意識について

・結婚，住宅，就職，家庭，学校，職場，社会での人権意識について

・インターネット，障害者，LGBT 等の性的少数者に関する問題について

(4) 人権相談・救済について

・人権侵害の経験と対応

・人権相談・救済に関する取組の必要性など

3 調査報告書

別紙のとおり

4 今後の予定

調査結果は、情報公開コーナー等に配架するほか、ホームページに掲載する。

また、京都市人権文化推進計画の中間見直しに当たって、計画に盛り込む各局の施策の立案・検討等の基礎資料として活用していく。

5 京都市人権文化推進計画の中間見直しについて

(1) 中間見直しの趣旨

現計画については、「社会状況等の変化に対応するため、必要に応じて見直す」としている。

この間、障害者差別解消法、ヘイトスピーチ解消法、部落差別解消推進法などの人権に関する法の施行や、LGBT等の性的少数者などの新たな人権課題が顕在化しており、人権を取り巻く社会状況が変化している。これらの情勢や意識調査の結果を踏まえ、社会状況及び市民の人権に関する意識の変化に的確に対応した計画とすることで、本市における人権施策をより総合的、効果的に推進していく。

(2) 中間見直しにおける主な検討事項

ア 障害者差別解消法、ヘイトスピーチ解消法、部落差別解消推進法の施行を反映

イ LGBT等の性的少数者の人権について、この間の情勢や本市の取組状況等を踏まえ、内容を充実

ウ その他の人権課題についても、現状に見合った内容に改訂

(3) 中間見直しの進め方

現計画に関して、外部の視点で施策を点検・評価いただいている「京都市人権文化推進懇話会」において、議論・提言をいただきながら中間見直しの作業を進める。また、パブリックコメントを実施する。

(4) 今後の予定

平成31年 7月 懇話会において中間見直し（骨子案）について意見聴取
(2019年)10月 計画改訂（案）を策定

10月 懇話会において計画改訂（案）について意見聴取

11月 計画改訂（案）に対するパブリックコメントを実施

2020年 1月 懇話会でパブリックコメントによる市民意見結果及び計画最終案を報告

2月 改訂版策定、広報発表

3月 懇話会で改訂版についての報告